

戦争の記憶と歴史教育をめぐる国際比較研究：  
アジア太平洋地域における知的共同体の形成及びその担い手の育成に向けて

馬 暁華

1. 研究の目的

アジア太平洋地域において知的共同体は成立し得るか。その成立のために有利な条件は何か。また、その前に立ちはだかる阻害要因は何があるか。その阻害要因はアジア太平洋地域における和解およびグローバル人材の育成にどのような影響を与えてきたのか。

この大きな問いに対して、本研究は、記憶の相克がアジア太平洋地域における知的共同体の形成およびグローバルな人材育成体制の構築をどれだけ制約し、かつ影響を与えてきたかを、比較歴史社会学の視点から解明する。具体的に第2次世界大戦後、公的記憶の創出・伝達・増幅の過程で大衆メディアが国民意識の形成に果たした役割を明らかにする。その上で、グローバルな歴史研究者ネットワークを構築し、歴史の和解を実現できる新たな方法を探り、21世紀に活躍できるグローバル人材を育成することを目的としている。

2. 研究の進捗状況

上記の目的を達成するために、研究の焦点は、全体として東アジアの「戦争」、「記憶」、「歴史」に集中した。基礎的考察として、戦争記憶・和解・歴史教育の関係についての先行研究の総括と研究動向の分析および新資料の発掘などに集中し、研究活動を進めてきた。これにより、研究グループの全員は戦争記憶・和解・歴史教育に関する基礎知識を共有し、研究方法のコンセンサスを確立できた。また研究会・公開講演会・ワークショップ・国際シンポジウムなどを開催し、国内外の戦争史専門家・歴史教育者とのネットワークの構築を実現した。同時に歴史和解を実現するための新たな教育方法論の策定にも着手しはじめた。

さらに、共同研究の重点を東アジア地域から太平洋、ヨーロッパなどの地域にも拡大し、政治学・歴史学・社会学・教育学といった学問分野からの紛争解決学・和解学へのアプローチを統一的課題として重点的に進めて行った。こうした研究のうち、主要な研究成果については、『和解への道：日中戦争の再検討』（国際シンポジウム資料集、早稲田大学、2016

年)、『<日中戦争>とは何だったのか：複眼的視点』(ミネルヴァ書房、2017年)、*Seeking Common Ground: Challenges and Opportunities in the Asia-Pacific* (学術研究出版、2018年)、および *China, Japan, and the United States in the Globalized World* (学術研究出版、2018年) として公表した。

過去の戦争、特に日中戦争が戦後アジア太平洋地域における国際関係の展開にどのように影響を与えてきたのかを検討することが、本研究の最重要課題の一つである。日中戦争とは何だったのか。日中戦争 80 周年を迎えるにあたり、グローバル・ヒストリーの視点から日中戦争を再考することは、単に歴史的に意味があるだけでなく、現代的な示唆も含まれていると思われる。以下、本研究プロジェクトの中心課題である日中戦争について検討する。

### 3. 問題意識と分析の枠組み

20 世紀に入ってからのアジア地域は、世界が帝国と植民地とに分割・分類されていく中で植民地の側に位置し、そこでは帝国主義諸列強の下で、植民地化・半植民地化がどのように進められていたのかという点が今まで主な研究対象とされてきた。しかし、欧米諸国とアジアとの国際関係の展開過程において、支配する側と、される側の国家・民族関係は、どのように形成され、さらにどの程度、どのように変容されたかという問題は、従来の研究においてほとんど関心をもたれなかった。特に主権国家の独立という問題が、世界秩序の再編過程とどのような関係において展開されていたかは、欧米諸国とアジアとの国際関係の変容過程を解明する上で、きわめて重要な論点である。

より長いグローバル・ヒストリーの視野で捉えれば、15 世紀ヨーロッパの世界進出から、東洋と西洋との間には不平等な「近代的」国際関係が築きあげられてきた。この「近代的」国際関係とは、「民族国家」を単位とする列強間の激しい覇権争いと、その結果としての周辺地域の従属化が見られる重層的な世界システムである<sup>1</sup>。しかし、1945 年の日本の敗戦を契機に、アジアにおいて支配的であった欧米の植民地支配体制が崩壊し、主権国家・民族間の平等な関係を目指す民族解放運動が始まった。この点で、歴史学者油井大三郎が指摘したように、第二次世界大戦は、重層的な「近代的」国際関係から、主権国家の間や諸民族間のより平等な関係を目指す「脱近代的=現代的な国際関係への分水嶺」であったと言える<sup>2</sup>。

しかし、この戦争は、どのように、重層的な「近代的」国際関係から主権国家・民族・人種間のより平等な関係を目指す「脱近代的」な国際関係へ転換させられたのだろうか。さらにい

えば、日中戦争によって、従属的な国家・民族に対する常態化した「近代的」国際関係が、どの程度、どのように、主権国家・民族間のより平等な関係を目指す現代的な国際関係へ転換させられたのかという問題は、グローバル・ヒストリーの視点から見れば、近代東洋と西洋の国際関係史の全歴史過程を貫くもっとも重要な課題であろう。

#### 4. 「近代的」国際関係の成立と不平等条約体制

アジアにおける近代国際関係は、19世紀アジアに到来したヨーロッパ勢力とアジアとの接触から始まる。1840年中国では、イギリスとの間にアヘン戦争が勃発した。1842年8月、戦争に敗北した結果、清朝政府はイギリスと南京条約を締結した。南京条約は中国が外国と締結した最初の近代的な条約であり、のちに五港通商章程や虎門追加条約と合わせて不平等条約を構成するものであった<sup>3</sup>。これらの条約は、イギリスの在中権益を認め、治外法権と片務的最恵国待遇や協定関税などを規定する、いわゆる不平等条約であり、これによって、中国の主権は著しく侵害された。

ここで注目すべき点は、これらの条約に治外法権と片務的最恵国待遇の条項が盛り込まれていたことである。この条項は他のいかなる一国に有利な条件や権限が与えられた場合も、当条項を持つ国は自動的に同様な条件と権限に預かる決まりである。そのため、以後相次いで条約を締結した米国、フランス、ロシアおよび日本（日清戦争後）などの国々は、すべてこの条項を取り入れ、相互に他国の得た特権を我がものとする態勢を整えた。さらに、アロー号事件後の英仏連合軍の中国出兵によって、清朝政府は1858年に天津条約、1860年に北京条約を締結して不平等関係が一層強化され、外国に多くの特権を与えた。その一連の条約の中で、諸列強に与えられた特権は、主に領事裁判権（治外法権）、関税自主権、沿岸貿易権、内河航行権、駐兵権、駐艦権、租界および租借地などである。これらの条約は広範囲な外国の特権を規定しており、それ以後の不平等条約の根幹となった。のちに、治外法権などの特権を持つ国は19カ国までに増えた。中国が諸列強との間に不平等条約を締結するに至った過程は、ある意味で中国の近代史そのものを語ることになる。

このようにして、清朝政府は領土の主権、司法権、行政権、裁判権などを著しく喪失した。その結果、同条項の存在は国際社会における中国の劣勢を強めるものとなった。要するに、アヘン戦争を始点とする一連の条約の成立によって、中国と欧米諸国・日本との関係は伝統的な朝貢体制から近代的な条約体制、さらに厳密に言えば、不平等な条約体制に変更させられたの

である。

## 5. 日中戦争期における不平等条約の撤廃運動

1911年、孫文の指導した辛亥革命が発生し、中国は主権国家としての独立を求め続けた。中華民國政府がその樹立の時点において、いち早く取り上げた重要課題は不平等条約の撤廃問題であった。20年代後半に入ると、中国の自立と独立というスローガンが高まり、主権国家としての独立を獲得し、欧米諸国と同じような地位を得るべきだというナショナリズム運動が、中国全域で高まってきた。1927年南京国民政府が成立してまもなく、西欧列強の中国侵略に対抗できる近代国家の建設という従来の中国にはなかった新たな課題を背負っていた。そのため強力な西欧的な国民国家との競合のなかで、新たな国家建設の原理を模索し始め、対外関係においては、国民政府は国民革命の反帝国主義の課題を、不平等条約の撤廃を目指すことにより受け継ぎ、諸列強との交渉に入った。

20年代の国際情勢の基調には、国際協調体制としてのワシントン体制が存在しており、列強間の公然たる武力衝突は相互に避けられる一方、民族主義政権の台頭を容認する政策がとられていた。このような国際情勢を踏まえて、米国政府は対中外交の主導権を握るため、中国国内の強烈なナショナリズム感情を配慮に入れて、国民政府との条約改正交渉を開始し、後に諸列強の中で最初に国民政府を承認した。その結果、1928年7月25日、米中間の関税協定の締結によって、米国は最恵国條款つきで中国の関税自主権を認めた。後に同年12月20日、イギリスも新しい関税条約に調印し、中国の関税自主権を認め、また威海衛租借地の還付協定も締結した<sup>4</sup>。

関税自主権の回収のみならず、不平等条約の全面的改定も実現しようとする「革命外交」のスローガンを掲げた国民政府は、第一に関税自主権の回復、第二に治外法権の撤廃、第三に租界の回収、第四に租借地の回収、第五に鉄道利権・内河航行権・沿岸貿易権・駐軍権などの回収、という5つの段階に分けて不平等条約改正の実現に努めた。治外法権は外国人が中国の行政と司法の支配からまぬがれ、活動の自由を保障されるものとして、低率関税協定とともに不平等条約体制の根幹をなすものと視されてきた。そのため1928年7月7日、国民政府は関税政策の改革を行うと同時に、期限満了の不平等条約を廃棄、未満了の条約に対して正当の手続きを通じてこれを解除、その代わり臨時措置を取り、後に完全対等な新条約を締結する、という一方的な形で不平等条約撤廃宣言を発表した。翌年に入ると、米・英・仏・日などの諸列強に

照会を出し、治外法権の撤廃を正式に要請した。だが、諸列強の対応がきわめて消極的であるため、1929年11月25日、国民政府は治外法権撤廃の意向を再び米・英両国に表明した。しかし、英・米両国側の反応がほとんどみられなかったため、12月28日、国民政府は、「中国領域に居住するすべての外国人は、1930年1月1日から中央政府および地方政府の法令に従わなければならない」、という治外法権撤廃特別法令を公布し、治外法権撤廃断行を宣言した<sup>5</sup>。

こうした国民政府の強硬姿勢には米国から強い反発があった。国民政府の法令が公布された当日、国務省極東部長ホーンベック(Stanley K. Hornbeck)は伍朝枢駐米大使に会談を行い、「中国の不正当な行為に対してはきわめて遺憾だ」と抗議した。だが、条約上の問題が解決されるべきとして、米国は英・仏などの諸列強との協調関係の下で治外法権問題をめぐって交渉を始め、中国の司法制度・監獄制度の不備などの理由で、「廃止時期尚早」との結論を出し、廃止するなら、条件つきで行うと諸列強と打診した<sup>6</sup>。終に米英との交渉は、1931年9月18日日本の中国侵略という異常な事態の発生によって中断されることになる。

#### 一「東亜新秩序」の模索

日中間の条約関係は、日清戦争に日本が勝利を収めた後に1895年4月17日締結された下関条約(日清講和条約)に始まる。そのなかでは、日本の片務的な最恵国待遇および欧米列強と同等の特権が認められた。その後いくつかの条約の調印によって(例えば1896年の日清通商条約および1921年の21カ条など)、日本の中国における特権がいつそう強化されることとなる。

前述のように、20年代国民政府の関税自主権回収という要求に対して、米英両国は融和的な対応を示した。1928年、米英の治外法権廃止交渉が開始された時点では、日本との主要問題は関税協定であった。20年代末、日本は強硬な対中政策を採択し、山東出兵、張作霖爆殺事件などを通じて対中関係の悪化を招いたのみならず、国際的な孤立も深め、最終的には、さまざまな条件つきで国民政府による新関税の実施を認めざるを得なくなり、1930年5月の日中関税協定により中国の関税自主権を認めたのである。

関税協定調印直後、王正廷外交部長は重光葵代理公使と会談を行い、中国領域内の日本人が中国の法律に従うべきとして、領事裁判権を廃止、旅順・大連の返還および満鉄利権を回収するという完全撤廃案を提出した。1930年7月25日、幣原外務大臣は「共存共栄ノ主義」に基づき、「国際親善ハ相互的ナルヲ要件トスル一方ヨリ友情ノ手ヲ差シ延フル他方カ之ニ応シ欣然其ノ手ヲ執ル」と考え、「治外法権問題ノ商議ニ於テ然リ是等総テノ機会ニ於テ吾人ノ公正且友好的ナル対支政策ハ充分明瞭トナリタルモノト信ス」との意向を中国側に表明したが、旅順・

大連の返還および満鉄問題について大きな反発があった<sup>7</sup>。

同年9月、米英の治外法権合同案が出された段階において、日本は中国との交渉を始めた。1931年2月、幣原外務大臣は、広州政府外交部長陳友仁（満州事件後南京政府の外交部長に就任）と数回会談し、「中国ニ於テ帝国臣民ノ生命財産ノ安全ヲ十分保障スルニ足ルヘキ司法上行政上ノ措置ヲ以テ治外法権ノ撤廃ニ伴ヒ帝国臣民ハ中国未開地ニ於テ居住營業及私権ノ享有ヲ認メスルヘキコト当然トナリトス」という原則に基づき、中国市場の開放、日本人の営業、居住、土地所有権（不動産所有権）の三点を前提に、漸進的治外法権廃止の意向を伝えた<sup>8</sup>。だが、治外法権完全撤廃、また旅順、大連の返還なども含まれるという中国側の撤廃方針に対して、日本は中国が「共存共栄」の理念に基づき、「友好的協力ノ共通ノ基礎ヲ発見シ以テ双方ノ永続的利益ニ資スル」ことを考慮すべきであると主張し、事実上中国の要求を拒否した<sup>9</sup>。その後、日本は中国における特権的地位が失われることへの危機感を感じ、ついに武力手段を行使し、ワシントン体制を挑戦することに着手した。

1931年9月18日、日本軍は奉天（現瀋陽）郊外に突入、占領し、中国侵略を始めた。事件後まもなく、日本によって「満州国」が建設された。翌年3月1日、「満州国」は、「建国宣言」において、中華民国以前各国と結んだ条約および債務がすべて国際慣例に従い継続する、つまり中華民国時期の諸条約を引きつぐことを表明した。従って、従来の不平等条約をどのように解消するかが「独立国家」である「満州国」の最大課題の一つとなっていく。

一方、日本は中国での軍事行動を正当化するため、「満州国」の「独立」には具体的な進展をみせることになる。1936年5月4日の枢密院会議において、広田総理大臣は、あらゆる新聞や放送およびメディアの力を行使し、「満州国」の治外法権撤廃を宣伝し、「満州国」の承認を得るためであると訴えた<sup>10</sup>。このような構想がその後さらに明らかにされた。同5月13日の枢密院会議では、「満州国」との条約関係について審議され、その際、広田総理大臣は次のように語っている。「本条約ニシテ我國民ハ土地所有権ヲ得官公吏トナル等汎ユル点ニ於テ満州国人ト全然同様ノ取扱ヲ受ケルコトハ両国不可分關係上絶対ニ必要ナルカ外国ハ之ヲ目シテ満州国ヲ日本ノ保護国或ハ属国ト觀ルモ近時欧米ニ於テハ國際關係複雑ヲ極メ東洋ニ手ヲ延ス余裕ナク加之満州国ヲ承認シ居ラサル為我方ニシテハ對滿政策遂行上頗ル有利ナリ」という撤廃の意義、つまり国際社会の「満州国」の承認を狙うことを明らかにしたのである<sup>11</sup>。

1936年6月10日、「満州国に於ける日本国臣民の居住及満州国の課税に関する日本国間条約」が締結された。その中で、日本は「日本国臣民ハ満州国領域内ニ於テ自由ニ居住往来シ農

業、商工業其ノ他公私各種ノ業務及職務ニ従事スルコトヲ得ヘク且土地ニ関スル一切ノ権利ヲ享有スヘシ」、という日本の既得権益を獲得する前提条件として、「日本国カ満州国ニ於テ有スル治外法権ヲ漸進的ニ撤廃シ且満州鉄道付属地行政権ノ調整乃至移譲スルコトニ決メタル」と約束した<sup>12</sup>。さらに 1937 年 11 月 5 日、日本は「満州国に於ける治外法権の撤廃及南満州鉄道付属地行政権の移譲に関する日本国満州国間条約」に調印し、「満州国ノ法令及諸制度ノ整備ノ状況ニ鑑ミ日本国カ現ニ満州国ニ於テ有スル治外法権ヲ完全ニ撤廃シ且南満州鉄道付属地行政権ヲ全般的ニ移譲スルコトニ決シタル」と決定した<sup>13</sup>。

他方、「満州国」以外の軍事占領地域でも、日本は治外法権の撤廃問題に着目した。1938 年 11 月 21 日「日華秘密協議」が検討される際、日本は日本軍の中国駐屯および「満州国」の承認を前提条件として、「東亜新秩序建設ノ理想ノ下ニ」、「東洋ノ半植民地的地位ヨリ漸次解放シ日本ハ中国ヲ援助シテ一切ノ不平等条約ヲ撤廃セシム之カ為メ協力シテ所要ノ処置ヲ講スル」と表明し、「在支治外法権ノ撤廃ヲ容許シ並ニ租界ノ返還ヲモ考慮ス」と約束した<sup>14</sup>。まもなく 11 月 30 日、御前会議においては「対支新関係調整方針」が採択され、中国における日本の軍事的・経済的特殊地位の確立という前提条件の下、「日満支三国ハ東亜ニ於ケル新秩序建設ノ理想ノ下ニ相互ニ善隣トシテ結合シ東洋平和ノ枢軸タルコトヲ共同ノ目標ト為ス」ため、「日満支善隣関係ノ具現ニ伴フ日本ハ漸次租界、治外法権等ノ返還ヲ考慮ス」と決定した<sup>15</sup>。さらに 12 月 22 日、日本は「日満支三国ハ東亜新秩序ノ建設ヲ共同ノ目的トシテ結合シ相互ニ善隣友好、共同防共、経済提携ノ実ヲ挙ケントスル」ため、「日本ハ支那ノ主権ヲ尊重スルハ固ヨリ、進シテ支那ノ独立完成ノ為ス必要トスル治外法権ヲ撤廃シ且ツ租界ノ返還ニ対シテ積極的ナル考慮ヲ払フニ吝ナルサルモノデアル」、という「近衛声明」を発表し、治外法権廃止の意向を明らかにした<sup>16</sup>。

こうした「東亜新秩序の建設」という日本の理念はその後さらに明らかにされた。1940 年 6 月 29 日、有田外相は「国際情勢と帝国の立場」というラジオ演説を行い、「地理的、人種的文化的、経済的ニ密接ナル関係ニアル諸民族カ共存共栄ノ分野ヲ作り先ツソノ範囲内ニ於ケル平和ト秩序トヲ確立スルト共ニ他ノ分野トノ間ニモ共存共栄ノ関係ヲ樹立スルコトカ最モ自然ナ順序デアラウト考ヘルノデアリマス」と語り、「東亜新秩序ノ建設ニ邁進」することが「帝国ノ使命ト責任」であることを内外に声明した<sup>17</sup>。満州事件以後の中国における日本の軍事占領は、ワシントン体制という国際秩序を突き崩すものであり、1938 年の「東亜新秩序」声明は、ワシントン体制に代わる新秩序を日本が樹立することを表明するものでもあった。米英に公然と挑

戦し続けた日本は、「自存自衛ノ為」、ついに米英に宣戦布告をした。

## 6. 戦後世界秩序の再構築に向けて

### 一 米国の戦後世界秩序

1941年12月8日、日本は真珠湾を攻撃し、米英に対して宣戦布告をした。翌日、ローズヴェルト大統領(Franklin D. Roosevelt)は連邦議会に対日宣戦布告書を送り、米国が第2次世界大戦に正式に宣戦することを声明した。米国の参戦目的は、参戦前の1941年8月にローズヴェルト大統領とイギリス首相チャーチル(Winston Churchill)が大西洋の戦艦で協議したいわゆる大西洋憲章に示されていた。この中には、米英が共に尊重する共通の原理として、領土不拡大、不侵略、民族自決、貿易と資源に関する機会の均等、経済協力、恐怖と欠乏からの自由、軍備縮小と安全保障体制の確立などの8つの項目を挙げた。だが、このうちの他国に対する侵略の否定や各国の領土保全、また政府組織における自決の原則、さらに貿易と自然資料への平等な接近、そして軍縮と恒久的な安全保障の確立をうたった4点は、アメリカ参戦後、戦争目的として掲げた基本理念であった。

この大西洋憲章に表明されているように、米国の戦後目標は、開放的な経済秩序および民族自決と主権国家の平等に基づく政治秩序を築くことであった。しかし、ローズヴェルト大統領の考え方は、いわば戦後世界秩序に関して民族自決および主権国家間の平等の理念とは矛盾するものであり、戦後の平和と秩序維持にあったては、米・英・ソ・中4大国が中心となって責任を果たすべきだというものであった。この「四人の警察官」構想が最初に公に現れたのは、1942年5月ソ連外相モロトフ(V. M. Molotov)の訪米の時であった。ローズヴェルト大統領は、その会談の中で中国を「四人の警察官」の一人として戦後世界秩序を維持すべきであると公言した<sup>18</sup>。しかし、ローズヴェルトの「中国大国化」構想は、当初から具体性を欠いて、蒋介石政権に対して軍事的・物資的な援助の面で十分な貢献ができないこともあり、蒋介石政権の不満をもたらした<sup>19</sup>。そのため、蒋介石は「大国」としての中国に法律の面で「平等」を与えることを米国政府に要請し続けた。その具体的な方策としては、不平等条約の改正および中国人移民排斥法の撤廃であった。

アメリカ参戦以前の1941年5月、郭太祺外交部長は訪米の際に、「平等互惠の立場に基づき、米国政府は中国主権の独立を尊重し、対中不平等条約を撤廃すべきである」と国務省に要請した。5月31日、ハル国務長官(Cordell Hull)は「平和回復後、国際慣例に基づき、わが政府は



中国政府と治外法権を含む条約の改正を行う」と約束した<sup>20</sup>。しかし、抗日戦争、特に太平洋戦争の全面展開は、この課題に対して新たな局面を持ち込むことになった。

アメリカ参戦後まもなく、中国に対する差別的な法律問題について、元在中宣教師や知識人らは関心を持った。例えば1942年2月17日、元在中宣教師であったヘイズ牧師(Paul G. Hayes)は国務省に書簡を送り、日本の「東亜解放」と「大東亜共栄圏」などのスローガンを粉碎するため、対中不平等条約の廃止および中国人移民排斥法の撤廃を要請した<sup>21</sup>。しかし、国務省はこれに対してきわめて消極的な態度を示した。1942年3月、国務省極東部長ハミルトン(Maxwell M. Hamilton)は、戦時中治外法権廃止を「適当ではない」と考えていた。彼はその主な理由については、次のように説明した。第一に、1941年アメリカ政府は「平和回復後、在中治外法権を廃止する」ことを蒋介石政権に約束していた。第二に、日本の軍事占領によって治外法権の行使が事実上困難であるため、現時点で撤廃することは、「意味があることではなく、アメリカの弱さを示すことになってしまう」。第三に、戦後国際情勢を考慮すれば、米国は必ず中国と交渉に入るだろう。従って、「アメリカの国益を守るためには、戦後中国との交渉のほうがよりアメリカに有利に働くからである」。そのため、彼は「現時点治外法権を廃止することはより損失が大きくなる」と認識し、「戦後、事態が落ち着いてから中国政府との条約改正はアメリカの利益になる」と主張した<sup>22</sup>。一方、ホーンベック顧問官も、「現時点では、中国人の士気を懐柔するような特別措置を一切取る必要はない」、という考え方を示し、「ただしわれわれにとって利益をもたらす時期が来れば、即時準備し、このカードを使うべきであろう」との結論を出した<sup>23</sup>。

同年5月12日、ハル国務長官はイギリス駐米大使ハリファクス(Edward Halifax)と会談を行い、「戦時中の治外法権廃止は意味のあるものではなく、戦争終結後、中国との条約改正をするほうがわれわれに有利である」と結論づけ、イギリスと合意した<sup>24</sup>。しかし、不平等条約の始まりである南京条約の百周年を迎える際に、中国国内のナショナリズムの高揚を契機に、蒋介石政権は、不平等条約撤廃交渉の絶好のチャンスをつかむことにした。

8月初旬、蒋介石は不平等条約撤廃の可能性について外交部と意見を交換し、米英と交渉に入るよう駐英大使顧維鈞、駐米大使魏道明に打診し、また在米の中国新聞報道機関、例えば英文誌『Contemporary China』などを通じて不平等条約の撤廃を求める中国人の要求をアメリカ社会に伝えることに指令した<sup>25</sup>。ほぼ同じ時期、連邦議会でも対中不平等条約問題が議論されるようになった。8月17日、上院外交委員会委員エルバート・トーマス議員(Elbert D. Thomas)は、「1942年8月29日、つまりアヘン戦争による悪業の百年後のこの日こそ、治外法権を廃止

する」と連邦議会で訴えた<sup>26</sup>。

このように、蒋介石政権の要請および米国国内の世論、さらに連邦議会からの圧力を受け、この時期に、米国政府は対中姿勢に注目すべき変化の兆しが生まれた。8月27日、ハル国務長官は駐英大使ウィナント(John G. Winant)に電報を打ち、在中治外法権の廃止をイギリス政府に説得するよう訓令した。その中では、第一に治外法権撤廃、第二に1901年の北京来議定書の廃棄、第三に上海と廈門の共同租界の返還、第四にアメリカ人の在中不動産権利の保障、第五にアメリカ市民の中国への自由旅行、居住、商業、経営権の保障、第六に戦後米中通商条約の締結などの具体的な提案が盛り込まれている<sup>27</sup>。しかし、いくつかの交渉を経て、9月1日、ウィナント大使は「イギリス政府は戦時中治外法権の廃止を望ましくない」との意向を通告し、その対応を求めた<sup>28</sup>。

アヘン戦争以来、中国におけるイギリスの関心は基本的に経済的なものであり、実利的なものであった。アジアの貿易関係において、イギリスは日本の攻撃以前にすでに厳しい脅威にさらされていた。そのため、イギリスはアジアでの通商上の地位を再建するという必要に直面し、中国における既存の権益をできる限り最大限に維持しようと考えていた。イギリス側の消極的な姿勢に対して、ハル国務長官は、「主導権をいまわれわれの手で握っているうちに、抗日戦に努めた中国を心理的・政治的に支援する措置として治外法権を廃止すべきである」と認識し、イギリス側の協力を求めた<sup>29</sup>。しかし、中国に多くの利益を有するイギリスは、香港と九龍半島の中国返還という中国側の要請に対して強く反発し、アメリカ側の要求に全面的に応じなかった。だが、イギリス政府は治外法権の撤廃自体に協力する意向があると示し、米英間の一致した対応が可能となった。その結果、10月初旬、イギリスは治外法権廃止を中心とする米国側の提案を受け入れ、米英両国は中華民国の独立記念日である10月10日に、蒋介石政権に声明すると合意した<sup>30</sup>。

こうした状況を踏まえて、10月10日、ローズヴェルト大統領は蒋介石に電報を打ち、対中不平等条約を廃止する意向を正式に表明した。ところで、実際に交渉に入ると、順調ではなかった。その原因は、中国の要求と米英の考えの隔たりがあまり大きかったことにあった。中国は一切の不平等条約を即時撤廃することを要求し、またアメリカ市民の在中待遇について米国と衝突した。

1882年、連邦議会では中国人移民禁止法(排華法)を可決した。それにより中国人は米国への自由渡米が禁止され、また在米中国人はアメリカ社会において人種の差別を受け、法律上、

「帰化不能外国人」と見なされてきた<sup>31</sup>。そのため、中国政府は「アメリカ市民は中国への自由旅行、居住、商業、経営権を保障し、中国領域において中国人と同等な権利を有する」という条項に対して、強く反発した。その後、アメリカ市民の在中権利は米中交渉の最大の争点の一つとなり、問題の解決は難航したが、12月末に入ると、結局、中国側は譲歩し、ほぼ米国の条約案通りで合意した。だが、イギリスは通商上、運輸上の特権を放棄せず、特に香港と九龍の返還という中国側の要求に対して猛烈に反対した。11月10日、チャーチル首相は香港問題に関する特別講演を行い、「私は大英帝国を清算するための首相ではない」と語り、香港の中国返還に反対する意向を強く表明した<sup>32</sup>。そのため、12月末に入ると、中英間の交渉はほぼ決裂の状況に至った。そのため、1943年1月1日、イギリス政府とともに蒋介石政権と共同宣言を声明する、という米国の計画はついに頓挫することになった。ところで、この時期、日米の間に見えざる戦いが始まった。

#### 一アジア太平洋地域における「新秩序」構築の競り合い

日米開戦以前の1940年3月30日、日本は南京で汪兆銘を首班とする中華民国政府を成立させ、同年11月30日、日本は汪兆銘政権と「日本国中華民国間基本関係に関する条約」を締結し、「東亜ニ於テ道義ニ基ク新秩序ヲ建設スルノ共同ノ理想ノ下ニ善隣トシテ緊密ニ相提携」するため、「日本国政府ハ中華民国ニ於テ日本国ノ有スル治外法権ヲ撤廃シ乃其ノ租界ヲ返還スヘク中国民国政府ハ自国領域ヲ日本国臣民ノ居住営業ノ為開放スヘシ」と合意した。そのなかでは、「満州国」の独立、日本軍の中国の「治安維持」および「駐屯ニ必要ナル諸般ノ便宜ヲ供与スルコト」も認められた<sup>33</sup>。要するに、日本は必要な権益を事実上取得することを前提にして治外法権の撤廃を想定したのである。それは建前のもので、実際に日本は具体的な行動に何も移らなかった。

「日中提携」をいっそう進むため、1941年6月19日、国民政府主席汪兆銘は日本を訪問する際に、近衛首相と会談し、「我々は中国を愛し、日本を愛し、東亜を愛し、この三つの愛を打って、一丸となり邁進すべし」という日本との協力声明を出した<sup>34</sup>。帰国後、彼は特別会議を開き、米英のアジア侵略政策を厳しく批判する一方、「我々は人を害ねて、己を利する旧秩序を全力を挙げて打破し、新秩序を建設し共存共栄を計らねばならぬ」、との「新秩序の建設」の理念を国民に呼びかけた<sup>35</sup>。従って、不平等条約をどのように解消するかが汪兆銘政権の「独立」と直接にかかわる重要な課題である。

米英と開戦以前の11月5日、日本政府は御前会議で「帝国国策要領」を決定し、「公正ナル

極東平和ヲ確立スル」ため、「帝国ハ現下ノ危局ヲ打開シテ自存自衛ヲ全フシ大東亜ノ新秩序ヲ建設スル」という戦争目的を明らかにした<sup>36</sup>。日米開戦後まもなく、1942年1月21日、東条英機総理大臣は帝国議会において「大東亜戦争」の指導方針について演説し、「大東亜共栄圏建設ノ根本方針ハ、実ニ肇国の大精神ニ淵スルモノデアリマシテ、大東亜ノ各国家及各民族ヲシテ、各々其ノ所ヲ得シメ、帝国核心トスル道義ニ基ク共存共栄ノ秩序ヲ確立セントスルニ在ルノデアリマス」と述べ、「最近百年ノ間米英両国等ノ極メテ苛烈ナル搾取ヲ受ケ、為ニ文化ノ発達甚シク阻害セラレタル地域」において、「人類史上ニ一新紀元ヲ劃クヘキ新ナル構造ノ下ニ、大東亜永遠ノ平和ヲ確立シ、進ンテ連邦ト共ニ世界新秩序ノ建設ヲ為サントスルコト」を訴え、「大東亜共栄圏」建設の意義を説いた<sup>37</sup>。

1941年12月8日の開戦通報に際して、日本は中国における敵性排除措置をはかった。同日、日本軍は上海共同租界に進駐し、天津、広州などの米英権益を相次いで接收し、租界内の「排日新聞雑誌の徹底的取締、排日放送の徹底的取締、排日映画、教科書の徹底的取締」をはじめた<sup>38</sup>。同年12月25日に、日本軍はついに欧米帝国主義の東アジア侵略政策の最先端根拠地である香港を占領し、さらに翌年の2月15日、イギリスのアジアにおける最大の拠点として位置づけられたシンガポールを降伏させた。

しかしながら、開戦初期太平洋地域において大きな戦果を挙げた日本軍は、1942年6月5日のミッドウェー海戦に大敗し、8月7日の米国軍の反日攻勢によって、ついにガダルカナル島から撤退することとなった。こうした全般的な戦局の悪化を背景に、日本は、汪兆銘政権がどうすれば戦況を有利に導き、究極的に「大東亜共栄圏」の建設ができるか、という問題に直面せざるを得なくなった。その背景には、何よりも1942年後半における日本の全般的な戦局の悪化および占領地域における中国のナショナリズムの台頭であった。

1942年8月は、南京条約の百周年を迎える時期であった。8月から日本の軍事占領地域では、不平等条約の撤廃を目指し、「打倒英米」（英米を打倒せよ）というナショナリズム運動が高まってきた。8月29日の南京条約の百周年を迎える日に、汪兆銘政権は南京で「反英興亜国民大会」を開いた。同会場で、汪兆銘は「不平等から平等へ」と題し、英米百年の中国侵略の暴挙を訴え、「アジアの解放」を目指した「大東亜戦争」を完遂するため、日本と協力して「英米の罪悪の歴史を徹底的に清算しよう」と国民に呼びかけた<sup>39</sup>。さらに、林柏生宣伝部長は「不平等条約の廃止を実現させるのは英帝国を打倒することから始まる」と題し、「不平等条約が撤廃されない限り、われわれに真の自由と平等がない」と語り、不平等条約撤廃の政治的意義を説

明し、条約改正の重要性を国民に訴えた<sup>40</sup>。このような大規模な「反英米運動」は、日本占領地域において数週間続いた。こうした中国国民の主権回復運動の高揚に対して、日本は占領地域における中国人の強烈なナショナリズム感情を配慮に入れて、対中政策の新しい局面を迎えるに至った。

10月5日、北京駐在の土田豊参事官は、「物資ノ不足及其物価ノ昂騰」により、「支那側ノ民心把握ハ益々困難トナル」ことを考慮し、「此ノ際租界及治外法権問題ノ処理、在支占領地ニ於ケル政治的ナ根本的改善等ニ関シ戦争指導ノ大局的見地ヨリ思切ツタル措置」として、「英米側ノ政治的攻勢ニ対抗スル宣伝」のため、「米英ト同様ノ措置ニ出スヘキコトヲ期待ス」と提案した<sup>41</sup>。まもなく南京駐在の重光葵大使はそれに賛成し、「支那側ノ民心ヲ把握スル」ため、汪兆銘政権の「独立」と中国の「主権尊重」を中心とした対中「新政策」の重要性を力説した<sup>42</sup>。その「新政策」の眼目は、日中両国が不平等条約の全面改定を通じて、日中関係の再構築を図り、南京国民政府の政治力を強化するという構想であり、重光によれば、満州事件以来の「露骨な権益主義」を放棄し、互恵の基盤に立つ対等の同盟関係を築き、「共存」、「共栄」の「大東亜共栄圏」の礎を築くことであった。

このように、中国の「民心把握」という観点では、太平洋戦争を通じて不平等条約の撤廃がもっとも有効な手段と考えたことは、米英を中心とした連合国側も日本も同様であった。「主権国家の尊重」を戦争目的に掲げる中で、米英と日本は競うように、中国の主権回復運動および中国国内のナショナリズム感情を配慮に入れ、中国との「平等関係」の樹立、すなわち対中不平等条約撤廃の具体化を急いだのである。

重光が提案した「対支新政策」は、後に大本営政府連絡会議で審議され、後に急速に具体化した。10月29日、大本営政府連絡会議は、「支那側ノ対日協力ヲ促進シ大東亜戦争ノ完遂」のため、国民政府の「参戦」を前提条件として治外法権廃止を決定した<sup>43</sup>。その後、国民政府の「参戦」などについて議論され、11月27日、大本営政府連絡会議では、「宣戦」の具体的な方策—「国民政府参戦ニ伴フ諸準備ニ関スル件」を作成し、国民政府の「参戦」時期が来年一月中旬以後、適當の機会をつかんで行うと決定した<sup>44</sup>。同日、国民政府の「参戦」に伴う関係事項についても審議され、青木一男大東亜大臣は、第一に「大東亜戦争」を勝ち抜くため、国民政府の戦争協力および両国の総合戦力を強化すること、第二に国民政府の政治力を強化し、かつ「支那側ノ民心ヲ把握スル」ことについて発言した<sup>45</sup>。

その後、大東亜省を中心とする関係各局において、「大東亜戦争完遂ノ為ノ対支処理根本方

針」、「大東亜戦争完遂ノ為ノ対支処理根本方針ニ基ク具体的方策」、およびそれに基づく具体的な方策に準拠し、「国民政府ヲ機シテ同政府ト締結スヘキ取極ニ関スル措置要領」などの各案を作成し、12月18日の連絡会議に上程、審議の結果を報告すると決めた<sup>46</sup>。さらに、治外法権撤廃のための対策として、第一に国民政府強化の育成、第二に中国現行法律の整備およびその運用の改善、第三に行政権（特に警察権）および司法権運用の改善など事項も審議された<sup>47</sup>。

次いで、この「大東亜戦争完遂ノ為ノ対支処理根本方針」は強固なる意志をもって実行にあたる必要があるため、12月21日の御前会議を開き、東条総理大臣の提議に基づき、重慶抗日の根拠名目の覆滅を図り、国民政府を強化するため、「大東亜戦争完遂ノ為ノ対支処理根本方針」を決定した<sup>48</sup>。その具体的方策に関しては、「支那における租界、治外法権其の他特異の諸事態は支那の主権及領土尊重の趣旨に基き速に之が撤廃乃至調整を図る」と決めた。東条総理の提案を受け、谷正之外務大臣は、「帝国の公明なる態度を広く内外に徹底せしむる」ため、連合側「悪宣伝」を制し、「大東亜地域内の諸民族を始め印度其の他米英の圧迫に悩める諸民族に対して相当の心理的影響を及ぼす」目的として、それらの措置と具体的な方策を説明した<sup>49</sup>。その結果、同会議において、国民政府の参戦を中心とした「大東亜戦争完遂ノ為ノ対支処理根本方針」が採択された。

この「対支処理根本方針」を決定した御前会議の前日、すなわち12月20日、国民政府主席汪兆銘は、外交部長禎民誼、財政部長周仏海、軍事参議院議長蕭叔宣、宣伝部長林柏生らを来日訪問させ、翌日、東条総理ら日本側首脳と会談した。その会談の中で、汪兆銘は中国がいかにか「百年来英米帝国主義に蹂躪された」かを訴え、日本の「東亜新秩序」建設のスローガンに応じ、「国民政府が同甘共苦より一步を進め、参戦を決意する」ことを申し入れた<sup>50</sup>。

こうした国民政府の「参戦決意」に対して、東条総理は国民政府の希望に応じ、参戦の時機が「明年一月中旬以降適当なる時機を捉る」と決定した<sup>51</sup>。汪兆銘一行は、22日昭和天皇陛下に謁見し、同日新聞記者会見を行い、「日華協力の方途一致し、戦争完遂に提携邁進する」旨の談話を発表した。一方、林柏生宣伝部長は、「大東亜戦争」を完遂するため、国民政府は従来の「同甘共苦」の態度よりいっそう前進し、「同生共死」の決意を強調した<sup>52</sup>。汪兆銘は12月25日離日挨拶のため東条首相を訪問し、中国参戦の時期につき来年の1月20日頃を希望し、日中提携の意向を改めて表明した<sup>53</sup>。

これに応じて、日本は「日支間局面打開の一大転機とし」、国民政府の政治力の強化とともに、在中治外法権の撤廃に着目した。12月29日に、谷外務大臣、青木大東亜大臣は当時帰国中の

重光大使に国民政府「参戦」に関する具体的な方策および「戦争協力ニ関スル日華共同宣言ニ関する措置要領」について訓令を手交した<sup>54</sup>。それと同時に、日本政府は国民政府の参戦目的が、「日本と協力して米英勢力を一掃し以て新中国を建設し東亜の解放を図り、延いては世界全般の公正なる新秩序招来に寄与するに在る」、という「戦争協力ニ関スル日華共同宣言ニ関スル措置要領」を決定した<sup>55</sup>。その具体的な方策は、第一に、戦争協力に関する日華共同宣言の締結、第二に、日本専管租界の還付、第三に、上海および厦門共同租界の移管、第四に、北京公使館区域移管、第五に、治外法権撤廃、第六に、在華米英敵産処理などであった。また治外法権の撤廃と租界の還付などについて、日本政府は「戦争協力に関する日華共同宣言と同時に締結公表する」と決定した。しかし、香港や九龍半島の中国返還については、「我方ノ最終的処理方針ハ香港ノ帰属処理問題トモ併セ将来ノ決定ニ俟ツ」と決め、「戦局全般ノ推移及支那問題解決大局の見地ヨリ見テ極メテ慎重ナル考慮ヲ要スル」という結論で決着した<sup>56</sup>。要するに、日本は米英の権益主義を非難するにもかかわらず、中国における諸権益を最大限で維持しようと考えたのである。

1943年1月2日、重光大使は汪兆銘と、また3日禎外交部長と会見し、中国の参戦、治外法権の撤廃およびその他に関する折衝を始めた。この交渉に際し、重光大使は戦争協力に関する日華共同宣言に関連する意見を述べた。また、彼は、米国政府が近く治外法権の撤廃、租界の還付などの中国に対する新政策をめぐる情報を入手し、直ちに日本政府に通告した<sup>57</sup>。こうした情勢の急変に対応して、重光大使は以下三つの参考案を提出し、政府の特別対策を講じることを要請した。第一に、中国の参戦期日を1月10日に繰り上げる案。第二に、参戦と切離し米国の施策に機先を制するため日本政府において単独声明を発する案。第三に、既定方針案。重光は第一案が、「大東亜諸民族ノ対日信頼感ノ誘発ヲ期シ宣伝ヲ強化スル」ため、「最モ無理ナル方法ヲハナイ」ことを論じ、「米国ノ公表ニ立遅ルコトアル」と、日本にとってきわめて「不利」になるだろうと力説し、その第一案を強く勧めた<sup>58</sup>。

それに応じて、1943年1月7日の大本営政府連絡会議において、この対策について第一に、中国の参戦期日を1月10日に繰り上げるか、第二に、参戦と切離しアメリカの施策に機先を制するため日本政府において単独声明を発するかなどの案を議した。参戦と切離し声明のみを出す時は、アメリカ側に協定全文の発表を促進させることとなる一方、参戦および諸取決めの発表によって、迫力や政治力が失われることとなるとして、参戦期日の繰り上げについて検討し、共同宣言および諸取決めの発表は、批准前においてするも「御裁可済ならば差支なし」と決定

した。「御裁可済」は正式文書をもってせずとしても可能となりと判定し、8日の枢密院会議で決定し、重光大使に伝えた<sup>59</sup>。同日、重光大使は、汪兆銘と会談を行い、英、米、重慶側が日本の治外法権の撤廃などを察知したことを説いた。そのため、彼は宣戦布告時期を繰り上げることができないかと汪兆銘に強く要請した<sup>60</sup>。重光大使は汪兆銘の内諾を得て、急速に日本政府に通告した<sup>61</sup>。同日、枢密院会議では、翌日の正式の発表、すなわち国民政府と条約の締結および国民政府の参戦期日を1月9日に繰り上げることを決定した<sup>62</sup>。

1943年1月9日に、「戦争完遂ニ付テノ協力ニ関スル日華共同宣言」など調印に先立ち、国民政府は米英に対して宣戦を布告した。条約調印直後、汪兆銘はラジオ演説を行い、百年以来中国が終始英米に圧迫されたことを説き、今回の不平等条約の撤廃を契機に、「共ニ東亜ニ於ケル同志」である日本と「東亜防衛ノ闘士トナリ百年英米ヲ加ヘ来レル桎梏ヲ排除シ東亜民族ノ共存共栄ヲ達成スル」と呼びかけ、日本と「同生共死」の決意を重ねて表明した<sup>63</sup>。同日、米英の悪勢力をアジアから徹底的に追い出すために、国民政府は1月9日から「英米勢力清算宣伝週」を設け、日本占領地の国民に呼びかけた<sup>64</sup>。

同日、日本政府においても「帝国政府声明」を行い、当日東条総理大臣は、「大東亜ヲ本然ノ姿ニ還セントスル大東亜十億ノ民心ヲ無視シ、専ラ自国ノ為東洋ヲ制覇セントスル米英ノ野望ニ抗シ帝国ト志ヲ同ジニシテ東亜積年ノ禍根ヲ芟除シ新シキ東亜ヲ建設シ以テ世界平和ニ寄与スル」との演説を發表し、日本の「東亜解放」と「大東亜共栄圏」建設の目的を重ねて明らかにした<sup>65</sup>。

最終的に、中国側の最大限の譲歩により、「日華共同宣言」調印二日後の1月11日、米英両国は治外法権の撤廃を中心とした新しい条約を蒋介石政権と締結した<sup>66</sup>。当日、蒋介石は、国民大会で「今回の不平等条約の撤廃はわが中華民族史上、もっとも大きな歴史的出来事であると同時に、英米同盟国が世界、さらに人類の自由のために邁進するもっとも輝いている光である」と語っている<sup>67</sup>。翌日、蒋介石政権の機関紙『中央日報』は、「中米・中英新約を締結することは、中国対外関係の歴史に新しい一幕を開いた」と報じた<sup>68</sup>。ほぼ同時に1月13日の『ニューヨーク・タイムズ』紙 (*New York Times*)には、今回中国との不平等条約の撤廃が「極東における新たな時代の夜明けである」と報道し、不平等条約撤廃の歴史的意義を論じた<sup>69</sup>。

1943年1月の米・英・日が主導した対中不平等条約の撤廃に始まり、1947年に至るまでの間、中華民国政府は、ブラジル (1943年8月20日)、ベルギーおよびルクセンブルグ (1943年10月20日)、ノルウェー (1943年11月10日)、カナダ (1944年4月14日)、スウェーデン (1945



年4月5日)、オランダ(1945年5月29日)、フランス(1946年2月28日)、スイス(1946年3月13日)、デンマーク(1946年5月20日)、ポルトガル(1947年4月1日)などの連合国・中立国と次々と条約を改正することに成功した<sup>70</sup>。こうして、太平洋戦争の勃発によって、百年にわたる不平等条約体制が最終的に崩壊することとなり、主権国家としての「独立」した中国はようやく樹立されたのである。

### むすびに

20世紀の世界は人類に起こったもっとも重要な変化の一つは、植民地支配体制の解体であった。植民地支配体制とは、支配する側に立つ国々や人々と支配される側に立つ国々や人々に大きく分けられていた世界であった。20世紀初頭、アジア・太平洋地域において、独立主権国家と呼ぶことができる国々の数はきわめて限定されており、世界の広大な地域は、植民地・半植民地や保護国などの形で欧米列強や日本(アジア地域)の支配下に入っていた。しかし、第二次世界大戦とその後の一連の変化を経て現出した現代世界では、それまで支配される位置にあった多くの国々が独立し、世界が支配する側と支配される側に二分されるという状況はまったく見られなくなった。つまり第二次世界大戦は、脱植民地化を進め、世界の構造変化を推進して行く機会となったことを示唆している。さらに言えば、現代世界の変容の過程は、脱植民地化の過程であったといっても過言ではない。

戦後70周年を迎えるにあたり、台湾台北の中心部にある「国軍歴史博物館」の抗日戦争勝利70周年記念展示のなかで、1943年の不平等条約撤廃の歴史的意義は、「8年間にわたる抗日戦争の最大の成果」と評価されている。つまり強大な主権国家としての中国は、国際的地位を獲得するため、不平等条約の改正が不可欠であり、「大国」に向けてきわめて重要な第一歩であった。この撤廃は、単に国際法的な面で対外的な主権、対外的な平等関係の樹立を獲得したというだけではなく、国際関係においても、中国と列強との不平等関係を徹底的に清算するものであったと考えられる。言い換えれば、日中戦争を通じて中国はアヘン戦争以来の半植民地状態から脱却し、ようやく主権国家として「独立」を実現できたのである。

しかし、この戦争を契機として不平等条約体制の崩壊を目指す動きを推進したのは、日本でもなく、米国でもなかった。日本は欧米列強による支配から「アジアの解放」というスローガンを掲げて戦ったが、植民地支配のなかで「同文同種」を唱えながらも、実際には占領地の人々への差別意識をもっていたから、この理念が欺瞞的な性格を帯びていたことも確かである。「大

東亜共栄圏」というスローガンが連帯と侵略、共感と蔑視という矛盾性を抱えていたため、その構想は、欧米列強の植民地主義にとって変わる新たなる植民地主義の到来にすぎなかった。要するに日本が目指したものは、アジア・太平洋地域における帝国支配に他にならなかったのである。その結果、重光葵が唱えた「対支新政策」とその後自ら推進した「大東亜政策」は、アジア諸国の危機の解決に向けて結集させることができず、逆にアジア全域に抗日運動は広がることになった<sup>71</sup>。ついに日本は敗戦を認める以外の選択肢はまったくなくなった。不平等条約が消滅し、国家・民族・人種間の平等という理念を体現した「大東亜共栄圏」は、日本の「指導」や「盟主」という矛盾した方法で一つの空想として残され、実現することができなかったのである。

他方、不平等条約の撤廃過程をみれば、植民地主義を否定し、主権国家・民族間の平等を標榜した米国・イギリスには、いずれも自国権益を追求するという側面が色濃く残っていた。例えば、香港問題は結局未解決のままであった。周知のように、戦後 50 年あまりが過ぎてから、イギリスの植民地香港、さらに 1999 年 12 月 20 日、442 年間にわたって支配され、アジアの最後の植民地として残されたマカオも中国に返還された。それによって 16 世紀以降に本格化した西欧列強によるアジアの植民地支配の歴史によりやく幕を閉じたのである。いずれにせよ、米国・日本の撤廃動機をみれば、第二次世界大戦期における列強の対中不平等条約の撤廃は、戦後アジア・太平洋地域における覇権争いのための措置であったと言わざるをえない。

総じて、日米開戦以後の不平等条約撤廃運動によって、欧米列強とアジアとの関係は、重層的な「近代的」国際関係から脱却し、主権国家・民族間のより平等な関係の実現に向かい始めたのである。その意味で日中戦争期における不平等条約撤廃運動は、アジアの国際関係にとって、「脱近代的」な国際関係を目指す一つの出発点であったと位置づけられるであろう。さらに言えば、日中戦争は、不平等条約の撤廃運動を通じて世界各地に主権国家・人種・民族に関する認識上の革命をもたらし、それが現在まで引き継がれているのである。

\*\*\*\*\*

本研究成果の一部として、拙稿「グローバル・ヒストリーのなかの日中戦争」（黄自進・劉建輝・戸部良一編『＜日中戦争＞とは何だったのか：複眼的視点』ミネルヴァ書房、2017 年）を公表した。極めて有意義な研究の機会を与えていただいたトヨタ財団に心より感謝申し上げます。

- 1 油井大三郎『日米戦争観の相克』岩波書店、1995年、150頁。
- 2 油井大三郎『日米戦争観の相克』前掲、150頁。
- 3 アヘン戦争後の不平等条約の成立過程については、茅海建「鴉片戦争与不平等条約」『歴史研究』第四期、1992年、124-136頁、および川島真『中国近代外交の形成』名古屋大学出版会、2004年、第II部、参照。
- 4 詳しくは、久保亨『戦間期中国「自立への模索」：関税通貨政策と経済発展』（東京大学出版会、1999年）参照。
- 5 中国第二歴史檔案館編『中華民国史檔案資料匯編』（江蘇古籍出版社、1991年）第5巻第1編、外交（1）、52頁。
- 6 U.S. State Department, *Papers Relating to the Foreign Relations of the United States* (以下 *FRUS* と略記), 1929, Vol.2, p.666.
- 7 外務省編『日本外交年表並主要文書』（原書房、昭和41年）下巻、178頁。
- 8 「治外法権撤廃問題一件」外務省外交資料館所蔵。
- 9 「幣原大臣陳友仁会談録」外務省編『日本外交年表並主要文書』前掲、下巻、172-178頁。
- 10 「満州国治外法権撤廃問題一件：条約関係一枢密院審査委員会議事録」外務省外交史料館所蔵。
- 11 「満州国治外法権撤廃問題一件：条約関係一枢密院審査委員会議事録」外務省外交史料館所蔵。
- 12 外務省編『日本外交年表並主要文書』下巻、前掲、341頁。
- 13 外務省編『日本外交年表並主要文書』下巻、前掲、375頁。
- 14 「日華協議記録及同諒解事項並日華秘密協議記録」、外務省編『日本外交年表並主要文書』前掲、下巻、401-404頁。
- 15 「日支新関係調整方針」、外務省編『日本外交年表並主要文書』前掲、下巻、405頁。
- 16 「近衛声明」、外務省編『日本外交年表並主要文書』前掲、下巻、407頁。
- 17 「国際情勢と帝国の立場」、外務省編『日本外交年表並主要文書』前掲、下巻、433-434頁。
- 18 *FRUS*, 1942 (Washington and Casablanca), p.140.
- 19 太平洋戦争期における米国の対中援助・武器貸与は、イギリスとソ連へのそれに比べてわずかなものであり、貸与全体の3%強を占めている。任東来「評美国対華軍事『租借』援助」『中美関係史論文集』（重慶出版社、1988年）第2巻、328-329頁。
- 20 Confidential U. S. State Department Central Files, United States - China Relations, 1940-1949, National Archives, Washington D.C.
- 21 Paul G. Hayes to the Secretary of State (Cordell Hull), February 17, 1942, Confidential U. S. State Department Central File, United States - China Relations, 1940-1949, National Archives, Washington D.C.
- 22 Memorandum by the Chief of the Division of the Far Eastern Affairs (Maxwell M. Hamilton), March 27, 1942, *FRUS*, 1942 (China), pp.271-274.
- 23 Memorandum by the Adviser on Political Relations (Stanley K. Hornbeck), April 9, 1942, *FRUS*, 1942, (China) pp.274-275.
- 24 The Secretary of State (Cordell Hull) to the British Ambassador (Edward Halifax), May 12, 1942, *FRUS*, 1942 (China), pp.277-278.
- 25 中国国民党中央委員会党史委員会編（秦孝儀主編）『中華民国重要史料所編：対日抗戦時期』（台北、1981年）第3編、戦時外交、711頁。
- 26 U. S. Congress, *Congressional Record*, 77<sup>th</sup> Congress, 2<sup>nd</sup> Session, Vol.138, pp.6856-6857.

- 
- <sup>27</sup> The Secretary of State to the Ambassador in the United Kingdom (John G. Winant), August 27, 1942, *FRUS* 1942 (China), pp.282-285.
- <sup>28</sup> The Ambassador in the United Kingdom (Winant) to the Secretary of State, September 1, 1942, *FRUS*, 1942 (China), p.286.
- <sup>29</sup> The Secretary of State to the Ambassador in the United Kingdom (Winant), September 5, 1942, *FRUS*, 1942 (China), pp.287-288.
- <sup>30</sup> Telegram of the Acting Secretary of State to the Ambassador in the United Kingdom (Winant), October 3, 1942, *FRUS*, China (1942), pp.298-301; The Ambassador in the United Kingdom (Winant) to the Secretary of State, October 6, 1942, *ibid.*, pp.302-303.
- <sup>31</sup> 排華法の撤廃過程については、Xiaohua Ma, *Chinese American Memory of World War II* (学術研究出版、2015年)、第3章を参照。
- <sup>32</sup> イギリスの香港政策については、劉存寬・劉蜀永「1949年以前中国政府収復香港的嘗試」『歴史研究』1979年第3期参照。
- <sup>33</sup> 外務省編『日本外交年表並主要文書』前掲、下巻、466-467頁。
- <sup>34</sup> 汪精衛『汪精衛訪日言論集』(上海、1941年)2-3頁。
- <sup>35</sup> 『中華日報』1941年6月21日。
- <sup>36</sup> 「帝国国策遂行要領」外務省編『日本外交文書並主要文書』前掲、下巻、554-555頁。
- <sup>37</sup> 「東條首相の議会演説(大東亜戦指導の要諦)」、外務省編『日本外交年表並主要文書』前掲、下巻、576-577頁。
- <sup>38</sup> 「国際情勢急転ノ場合在支敵国人及敵国財産処理ニ伴ヒ帝国外務官憲ノ差当リ執ルヘキ措置」(昭和16年12月4日)「大東亜戦争関係一件：帝国ノ態度(対米英宣戦関係ヲ含ム)」外務省外交史料館所蔵。
- <sup>39</sup> 『中華日報』1943年10月30日。
- <sup>40</sup> 『中華日報』1943年10月30日。
- <sup>41</sup> 土田豊参事官発外務大臣谷正之宛電報(昭和17年10月15日)「大東亜戦争関係一件：中華民國国民政府宣戦関係」外務省外交史料館所蔵。
- <sup>42</sup> 「租界還付及治外法権撤廃ニ関スル件」、同上。
- <sup>43</sup> 「国民政府ノ参戦ニ関スル件」(昭和17年10月29日)「大東亜戦争関係一件：中華民國国民政府宣戦関係(日華租界還付及治外法権撤廃)」、第1巻、外務省外交史料館所蔵。
- <sup>44</sup> 「国民政府参戦ニ伴フ諸準備ニ関スル件」(昭和17年11月27日)、同上。
- <sup>45</sup> 同上。
- <sup>46</sup> 「大東亜戦争完遂ノ為ノ対支処理根本方針」、「大東亜戦争完遂ノ為ノ対支処理根本方針ニ基ク具体的方策」、同上。
- <sup>47</sup> 「支那治外法権撤廃問題一件」外務省外交史料館所蔵。
- <sup>48</sup> 「御前会議議題一大東亜戦争完遂ノ為ノ対支処理根本方針ニ関スル内閣総理大臣提案理由説明」(昭和17年12月21日)「大東亜戦争関係一件：中華民國国民政府宣戦関係(日華租界還付及治外法権撤廃)」、第1巻、外務省外交史料館所蔵。
- <sup>49</sup> 「大東亜戦争完遂ノ為ノ対支処理根本方針」(御前会議、昭和17年12月21日)同上。
- <sup>50</sup> 「東条総理大臣ノ汪行政院長ニ対スル談話要項」(昭和17年12月20日)「大東亜戦争関係一件：中華民國国民政府参戦関係」第1巻、外務省外交史料館所蔵。
- <sup>51</sup> 「国民政府主席汪兆銘来朝関係一件」外務省外交史料館所蔵。
- <sup>52</sup> 『朝日新聞』昭和17年12月23日。
- <sup>53</sup> 伊藤隆・廣橋真光編『東條内閣総理大臣機密要録—東條英機大将言行録』東京大学出版会、1990年、137-139頁。

- 54 「国民政府トノ諸取極締結ニ関スル交渉及訓令ノ件」(昭和17年12月29日)「大東亜戦争関係一件：中華民國国民政府参戦関係」第1巻、外務省外交史料館所蔵。
- 55 「大東亜戦争完遂ノ為ノ対支处理根本方針ニ基ク具体的方策ニ準拠シ国民政府参戦ヲ機トシ同政府ト締結スヘキ諸取極ニ関スル措置要領」、「戦争協力ニ関スル日華共同宣言ニ関スル件」、「大東亜戦争完遂ノ為ノ対支处理根本方針ニ基ク日華間諸取極交渉開始時機ニ関スル件(措置要領)」(昭和17年12月29日)同上。
- 56 「九龍租借地ニ関スル件」(昭和17年11月25日)「大東亜戦争関係一件：中華民國国民政府参戦関係(日華租界返付及治外法権撤廃関係)」外務省外交史料館所蔵。
- 57 重光葵青木大東亜大臣宛電報(昭和18年1月6日)「大東亜戦争関係一件：中華民國国民政府参戦関係」第1巻、外務省外交史料館所蔵。
- 58 「新情勢ニ応ズル国民政府ノ参戦及同政府トノ諸取極ニ関スル措置振案」(昭和18年1月7日)同上。
- 59 同上。
- 60 蔡徳金編『周仏海日記』(村田忠喜、楊晶など訳、みすず書房、1992年)519頁。
- 61 「汪主席調印承諾ニ関スル件」(昭和18年1月8日)「大東亜戦争関係一件：中華民國国民政府参戦関係」第2巻、外務省外交史料館所蔵。
- 62 谷外務大臣発汪主席と重光大使宛電報(昭和18年1月8日)同上。
- 63 「国民政府参戦ニ関スル日華共同宣言」同上。
- 64 『中華日報』1943年1月10日。
- 65 「東條内閣総理大臣演説」と「帝国政府声明」(昭和18年1月9日)「大東亜戦争関係一件：中華民國国民政府参戦関係」第2巻、外務省外交史料館所蔵。
- 66 駐英大使顧維鈞によると、1943年1月初旬、米・英両国は日本が在中治外法権の撤廃のため汪兆銘政権と交渉を行っているという情報をすでに入手した。そのため、米・英両国は蒋介石政府との交渉を急いだ。顧維鈞『顧維鈞回憶録』第五冊、中国社会科学研究所訳、中華書局、1991年、170-171頁。
- 67 蔣委員長言論匯編委員会『蔣總統言論匯編—中国之命運』台北、1956年、第4巻、80頁。
- 68 「中美中英新約締成中国对外関係史之新頁」、『中央日報』(重慶版)1943年1月12日。
- 69 *The New York Times*, January 13, 1943.
- 70 1942年末から1943年初頭に至り、日本は枢軸国側のイタリヤ、フランス(ヴィシー政権)と協力を行うことで、汪兆銘政権はイタリヤ(1943年1月14日)、フランス(ヴィシー政権、1943年2月23日)と新しい条約を締結し、治外法権の撤廃と租界の中国への返還を行った。ドイツとの条約の改正は太平洋戦争の前に行われ、1936年4月8日、中国とドイツの間で中独条約が締結された。中独間の条約改正については、田嶋信雄『ナチス・ドイツと中国国民政府：1933-1937』東京大学出版会、2013年、190-191頁、参照。
- 71 重光葵の「大東亜政策」については、波多野澄雄『太平洋戦争とアジア外交』前掲、第6章と第7章、129-180頁、参照。